

粗大ごみ持込制度の導入（案）について

平成 24 年 1 月 19 日

1 目的

家庭から出される粗大ごみは、これまで戸別の収集をしてきたところであるが、新たに区民が直接持ち込むことができる制度を設けることで、区民の利便性の向上を図るとともに、不法投棄の防止等による粗大ごみの適正処理を推進するもの。

2 事業概要

現在ある粗大ごみの中継所に、持ち込みステーションを併設するとともに、新たにもう 1 か所、中継機能を兼ね備えたステーションを設ける。

また、粗大ごみについて、今後は、収集業務も含め民間委託により行っていく。

(1) 導入時期

平成 24 年 4 月 1 日から持ち込み受け入れ開始（申込受付は 3 月下旬から）

(2) 申込方法

収集と同様、粗大ごみ受付センターに事前に申込み（持ち込みの 3 日前まで）

(3) 持ち込み場所（区内 2 カ所）

（仮称）葛飾東粗大ごみ 持ち込みステーション

（水元地域の民間施設を予定）

（仮称）葛飾西粗大ごみ 持ち込みステーション

（奥戸地域の民間施設を予定）

(4) 利用日及び時間

年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除き全日

午前 8 時から午後 4 時まで

(5) 持ち込み制度を利用する場合の手数料

現行手数料の概ね半額（200 円品目は無料）

3 実施スケジュール（予定）

2 月中旬～ 区民への制度開始の周知

広報かつしか 2 月 15 日号、3 月 15 日号、区ホームページ

かつしかエフエム、「資源とごみの収集カレンダー」での案内等

3 月下旬～ 申し込み受け付け開始

4 月 1 日～ 持ち込み受け入れ開始

< 参考 >

(粗大ごみの流れ)

